

青森県報

第四千三百九号

平成二十九年
六月九日
(金曜日)

目次

告 示

| | |
|-------------------------------------|---------------------------|
| ○ 森林法第百八十九条の規定による告示及び揭示…………… | (林 政 課) …… 一 |
| ○ 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開…………… | (水産振興課) …… 一 |
| ○ 右 同…………… | (同) …… 二 |
| ○ 右 同…………… | (同) …… 二 |
| ○ 右 同…………… | (同) …… 二 |
| ○ 基本測量の実施…………… | (監 理 課) …… 三 |
| ○ 道路の区域の決定…………… | (道 路 課) …… 三 |
| ○ 道路の区域の変更…………… | (同) …… 四 |
| ○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… | (下北地域 民 局) …… 四 |
| ○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… | (情 報 シ ス テ ム 課) …… 五 |
| ○ 右 同…………… | (同) …… 五 |
| ○ 右 同…………… | (保 健 衛 生 課) …… 五 |
| ○ 争議行為の通知の公表…………… | (労 政 ・ 能 力 開 発 課) …… 六 |

告

示

青森県告示第四百五十一号

平成二十九年五月十五日青森県告示第三百九十三号で保安林に指定しようとする旨告示した次の一の森林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による揭示をした旨を告示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所及び森林所有者氏名

(一) 所在場所

黒石市大字板留字滝ノ沢一の一

(二) 森林所有者氏名

高橋甚作、高橋永作、佐藤乙三郎、佐藤勇八、山田永太郎、高橋甚五郎、大館仁三郎、毛利與七、斉藤幸太郎、盛興助、高橋留次郎、佐藤直吉、嶋津惣太、佐藤伊太郎、嶋津駒四郎、斉藤幸三郎、飯塚長兵衛、外崎文晃、盛角太、盛隆夫、古木善次郎、斉藤幸作、佐藤清太郎、後藤平太、毛利政次郎、嶋海慶助、佐藤銀藏、嶋海喜助、盛平作、後藤彦助、佐藤寅七、後藤慶吉

二 保安林予定森林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いている関係書類のとおり。

三 森林法第百八十九条の規定による揭示

平成二十九年五月三十一日黒石市役所に揭示した。

青森県告示第四百五十二号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

| | | | |
|----------------------------------|-----------------------|------------------------------|--|
| 氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名 | 住 所 | 期 日 | 場 所 |
| 阿 部 徹 夫 | 八戸市大字白銀町字 三島下二四の三九 | 平成二十九 年六月二十 八日午後一 時 | 青森市長島一丁目 の一の 青森県庁北棟四階 農林水産部A会議 室 |

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七―七三四―九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第四百五十三号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

| | | | |
|----------------------------------|-------|-----------|-----------|
| 氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名 | 住 所 | 期 日 | 場 所 |
| 当 事 者 | 当 事 者 | 聴聞の期日及び場所 | 聴聞の期日及び場所 |

西村 松 藏

| | | |
|-----------------------------|------------------------------|--|
| 三戸郡階上町大字赤 保内字柳沢一五の五 七 | 平成二十九 年六月二十 八日午後二 時 | 青森市長島一丁目 の一の 青森県庁北棟四階 農林水産部A会議 室 |
|-----------------------------|------------------------------|--|

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七―七三四―九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第四百五十四号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

| | | | |
|----------------------------------|---------------------|------------------------------|--|
| 氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名 | 住 所 | 期 日 | 場 所 |
| 中 村 勝 治 | 八戸市大字金浜字下 山二九の二四 | 平成二十九 年六月二十 八日午後三 時 | 青森市長島一丁目 の一の 青森県庁北棟四階 農林水産部A会議 室 |

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七―七三四―九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第四百五十五号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

| | | | | |
|-------|----------------------------------|-------------------|------------------------------|---|
| 当 事 者 | 氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名 | 住 所 | 期 日 | 聴聞の期日及び場所 |
| | 横 澤 光 幸 | 八戸市長苗代三丁目 一一の八 | 平成二十九 年六月二十 八日午後四 時 | 青森市長島一丁目 の一の一 青森県庁北棟四階 農林水産部A会議 室 |

二 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課
 (担当 漁業管理グループ 電話〇一七―七三四―九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第四百五十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(基本重力測量)

二 作業期間

平成二十九年七月三日から平成三十年二月二十八日まで

三 作業地域

弘前市

五所川原市

西津軽郡鰺ヶ沢町

西津軽郡深浦町

南津軽郡藤崎町

北津軽郡鶴田町

青森県告示第四百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年七月八日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八戸環状線
- 三 道路の区域

| | | | | |
|-------------------------------------|---|------------------------|--------------|----|
| 区 | 間 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| 八戸市大字尻内町字鴨田一四の二から八戸市大字田面木字法霊林九の一五まで | | 二四・三〇メートルから四八・九〇メートルまで | 一、三四四・五〇メートル | |

青森県告示第四百五十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年七月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 図面番号 | 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | | | 備考 |
|------|-------|---------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----|
| | | | 前 | 後 | 後 | |
| 1 | 県道 | 本八戸停車場線 | 八戸市大字三日町一三の五から八戸市内丸一丁目一四の二四まで | 八戸市大字三日町一三の五から八戸市内丸一丁目一四の二四まで | 八戸市大字三日町一三の五から八戸市内丸一丁目一四の二四まで | |

青森県告示第四百五十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項 指定漁船調書の縦覧

| 加入区の名 | 蛇浦 | 発起人の住所及び氏名 | 期間 | 場所 |
|----------------------|----|------------|--------------------|----------|
| 一 下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二七の | 一 | 木下 満一 | 平成二十九年六月九日から同月二十三日 | 蛇浦漁業協同組合 |
| 一 下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷二四の | 一 | 木下 重利 | | |
| 一 下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦三九 | 一 | 山本 輝男 | | |

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
プログラム・プロダクトの賃貸借（レンタル） 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
 - 三 契約の方法
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年三月三十日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社J E C C
 - 六 契約金額
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
 - 七 随意契約の理由
六千六百五十四万九千六百円
 - 八 契約の相手方を決定した手続
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算機による業務処理委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年三月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
四千七百八万五千七百二十二円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
タミフルドライシロップ三% 一万千五百六十箱
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部保健衛生課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年五月十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目五の一
- 六 契約金額
五千五百四十三万二千五百十二円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手方としたものである。

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長吉田幸恵から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十九年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的
二〇一七年夏期組合要求の前進および実現
- 二 争議行為をなす日時
平成二十九年六月十二日午前零時より妥結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所
八戸赤十字病院の全職場、または一部
- 四 争議行為の概要
右記の場所ですべて的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭